

センターニュース きらめく

NO. **118** 11月号

暮らしに役立つ生活情報 北海道立消費生活センター



主な内容

ゲノム編集食品の大半、表示義務なし … 2	盛況！エゾシカフェスタ …………… 3
消費税増税で相談窓口 …………… 2	外国人向け相談センター …………… 4
アレルギー表示推奨品目にアーモンド … 2、3	外国人居住サポーター制度 …………… 4
灯油価格上昇！節約を …………… 3	ネット使わないのに…データ通信契約 … 5
携帯電話の通信料と端末代の 分離が義務化 …………… 3	タトゥーシールなどのテスト …………… 6、7
	暮らしのセミナー …………… 8

〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL (011)221-0110 FAX (011)221-4210
<http://www.do-syouhi-c.jp/>

ゲノム編集食品の大半、表示義務なし 販売時は厚労省へ届け出

消費者庁はゲノム編集技術を使った農水産物の大半について、生産者や販売者に対し、ゲノム編集技術応用食品（ゲノム編集食品）であるとの表示を義務付けないこととしました。早ければ年内にも販売が始まる見通しです。

ゲノム編集食品とは、特定の遺伝子を切断するなどして、特定の機能を高めたり、収量を増やしたりするものです。その際、外部から遺伝子を挿入する場合と挿入しない場合がありますが、現在はその大半が挿入しないものだといわれています。このため、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものか判別がつかず、消費者庁は「表示義務に違反する商品があっても見抜けない」として、表示の義務化を見送る考えを示しました。

消費者庁は、消費者団体などから表示を求める声が上がっていることを踏まえ、義務づけられていない食品でも、生産者や技術者が自主的にホームページ等で情報公開をするよう働きかける方針です。

一方、別の遺伝子を挿入したものに関して

は、遺伝子組換え食品と同様の審査が必要となります。

また、厚生労働省はゲノム編集食品を販売する事業者に対し、届け出を求め、10月から制度の運用を始めました。届け出の内容は、ゲノム編集技術の詳細や食品に有害物質が含まれていないこと、外来遺伝子が残っていないことなど。届け出があった情報は厚労省のホームページで公表します。



アレルギー表示推奨品目に アーモンドを追加

消費者庁は、食物アレルギーを引き起こす材料を使用した加工食品に表示をするよう推奨しており、新たにアーモンドを追加しました。

食品表示法では、アレルギーの特定原材料となる7品目（エビ、カニ、卵、乳、小麦、そば、落花生）に対しては、表示が義務付けられています。特定原材料に準ずるものとし

消費税増税で 便乗値上げなど相談窓口

10月からの消費税増税に伴い、内閣府は消費税価格転嫁等総合相談センターを開設しています。消費税の総額表示や、便乗値上げ、軽減税率などの相談を受け付けています。

○便乗値上げについて（消費者庁）

消費者調査課

☎03-3507-9196

○消費者向けのポイント還元窓口 （経済産業省）

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

フリーダイヤル0120-010-975

（平日10時から18時まで）

○軽減税率制度について（国税庁）

消費税軽減税率電話相談センター

フリーダイヤル0120-205-553

（9時から17時まで、土日祝除く）

○総合相談（内閣府）

消費税価格転嫁等総合相談センター

フリーダイヤル0120-200-040

（9時から17時まで、土日祝日、
年末年始除く）



て、牛肉や豚肉、鶏肉、イカ、山芋、ゴマ、カシューナッツなど20品目の表示を推奨していますが、アーモンドの追加で21品目となりました。



通信料と端末代の分離が義務化 携帯電話乗り換えやすく

電気通信事業法が改正され、10月1日から施行されました。改正により、通信料金と端末代金の分離が義務化され、利用者が携帯電話会社を乗り換えやすくなったことで、料金の値下げなど事業者間の競争が促進されることが期待されます。

これまでは「2年契約」のような場合、通信契約の継続を条件に端末代金が大幅に割引かれていましたが、このような条件の端末代金の値引きは禁止されます。今後は、通信料金、端末代金の金額を他社と比較しやすくなります。解約の際の違約金が高額であることも、他社への乗り換えを控えさせていた要因となっていました。上限が1000円に引き下げられました。



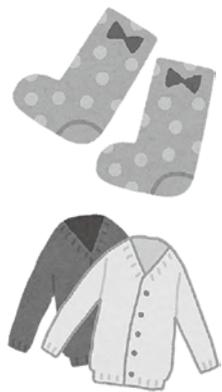
これまで契約期間に「縛り」がないサービスもありましたが、違約金がかからないかわりに通信料が高く設定されていたため、あまり利用者に選ばれていませんでした。今後は「2年契

灯油価格上昇!

節約を心がけましょう

雪がちらつく季節を迎え、灯油の需要期に入りました。北海道消費者協会の調査（全道70地域消費者協会のまとめ）によると、10月の灯油価格は1ℓ94円8銭と、前月より69銭上昇しました。1ℓ100円を突破した前年同月より3円39銭安いものの、70～80円代で推移した一昨年の冬と比べるとかなり高く、家計への影響が心配です。

家庭では暖房機や給湯器、ロードヒーティングなどの設定温度や使い方を見直しましょう。暖房に頼るだけではなく、カーディガンやひざ掛け、ソックスなどを活用して、こまめに節約を心がけましょう。



約」等の定期契約との通信料の差を月額170円に抑えることになり、端末代金の値引きも2万円まで認められることとなります。

また、不適切な販売方法などが見受けられたため、販売代理店に届出制度を導入するなど、業務の是正を促すこととなります。

盛況！札幌でエゾシカフェスタ

「エゾシカフェスタ2019 in 札幌」が9月29日に開催されました。会場の北海道大学学術交流会館には166人が訪れ、盛況でした。

縄文太鼓の演奏で幕開け。帯広緑陽高校の生徒による研究授業発表に続いて、旭川動物園園長の坂東元氏が野生動物の保護や保全、共生について、札幌市環境局の佐竹輝洋氏は、エゾシカ問題を国連が唱えているSDGs（持続可能な開発目標）と関連付けて、それぞれ話されました。



縄文太鼓が披露されたエゾシカフェスタ

道内在住外国人向けの 相談センターがオープン

北海道は8月29日、北海道庁別館12階（札幌市中央区北3西7）に、「北海道外国人相談センター」を開設しました。

北海道在住の外国人等を対象に、在留手続きや仕事のこと、病院、税金・年金、出産、子育て、子どもの教育、災害、住宅、結婚・離婚・DVなどに関する相談に対応します。対応言語は日本語、英語、中国語、ベトナム語など11言語以上。

センターは、☎011-200-9595（受付時間



は午前9時から正午、午後1時から4時まで。土日・祝日、年末年始は休み）。

外国人居住サポーター制度創設

北海道は「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」を目指し、在住外国人の住宅確保の円滑化に向け、「北海道外国人居住サポーター制度」を創設しました。

この制度は、賃貸住宅等への入居を積極的に仲介・支援してくれる団体や不動産店を道に登録する制度です。登録されたサポーターの情報は、8月に開設された相談窓口「北海道外国人相談センター」で活用、外国人からの賃貸住宅等の入居希望に対し、登録団体・店を紹介することとしています。

詳しくは、道庁国際課のホームページを参照してください。



訪日観光客の消費者トラブルは… 国センの「ホットライン」を活用して

独立行政法人国民生活センターは、日本を訪れる外国人観光客の増加に伴い、今後増えていくと予想されるトラブルに対応するため、昨年12月から「訪日観光客消費者ホットライン」を開設しました。

寄せられる相談の特徴としては、日本の文化や習慣に関して、訪日観光客側の理解不足や事業者側の説明不足などがあります。例えば「居酒屋で『お通し』を出され、料金を支払うことへの疑問」などが挙げられます。

言語の違いにより意思疎通が十分にできないことによるトラブルもあります。例えば「けがを負ったため、病院に行ったが対応されなかった」など。

また、特に宿泊予約サイトで、日本語ページでは正しく表示されていても、外国語に翻訳する過程で意味やニュアンスが変わってしまい、日本の事業者との間で契約内容に関する認識に違いが生じてトラブルの原因となったようなケースもあります。

ホットラインは☎03-5449-0906（年末年始を除く平日の午前10時から午後4時まで）。対応言語は英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、日本語。



消費生活相談

困ったときは…相談専用電話へ
☎050-7505-0999

インターネットを使わないのに…

Wi-Fi 機器やデータ通信を契約

Q 2カ月前、母が電話で「電話料金が安くなる」と勧誘され、何かの契約をしたようだ。部屋に未開封の箱があり、確認してみると室内カメラとWi-Fi機器が届いていた。料金は10万円と高額で分割払いで支払うようだが、母は契約の内容を全く理解していない。そもそもインタ

ーネットを利用しないので、このような機器は必要ない。受け取った機器を返して解約したい。



〔消費者庁イラスト集より〕

(50代 女性)

A 当センターで契約書面等を確認し、事業者にお問い合わせしたところ、室内カメラ等を利用する見守りセキュリティサービスとモバイルデータ通信のセット契約になっていることが分かりました。また、合わせてカメラと据え置き型のWi-Fi機器も分割払いで購入する契約になっていました。

セキュリティサービスと室内カメラ、Wi-Fi機器の販売については特定商取引法（特商法）の電話勧誘販売に該当するため、法律で定められた項目が記載された書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。この事例の場合、すでに期間が過ぎていたため、勧誘方法等の問題点を伝えて話し合うことは可能と相談者に伝えました。

また、モバイルデータ通信契約については、電気通信事業法の消費者保護ルールが適用され、事業者は契約内容等について説明する義務があることを情報提供しました。

当センターから、契約当事者にも聴き取りをしましたが、契約したサービスや機器、毎月の利用料金などについて理解しておらず、解約したいとのことでした。その旨を事業者に連絡し、勧誘時に説明が不足していたことと、インターネットを利用していない人に必要のない商品やサービスを勧誘するのは問題

があることを伝え、解約を求めました。

サービス提供事業者が実際に勧誘を行った代理店に対して勧誘の内容を確認したところ、問題があったことを認め、違約金等を支払わずに解約できることになりました。後日、送付された機器を返却し、すでに支払った代金も返金されたことを確認し、相談を終了しました。

複雑な契約は注意、早めに相談を

光回線と合わせて自宅のセキュリティサービス、インターネットやパソコンの保守サービスなどさまざまなサービスを組み合わせた、複雑な契約を勧誘される場合があります。契約内容やサービスがよく分からない場合、すぐに契約をせず、よく検討しましょう。

契約書面が届き、勧誘時の説明と異なっていることに気づいた場合には、契約内容によっては特商法のクーリング・オフや、電気通信事業法の初期契約解除制度により事業者へ解約を求めることができます。

また、これらの期間が過ぎていても、勧誘方法に問題があるとして解約等について事業者と話し合いができる場合もあります。トラブルに遭ったら、早急に最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

タトゥーシールやフェイスペイントによる 肌トラブルが発生！

消費者庁・国民生活センター公表資料をもとに作成

タトゥーシール、フェイスペイントまたはボディペイントは、ハロウィンパーティー、スポーツ観戦などのイベントの際に手軽に楽しめるとあって、多くの種類の製品が販売されています。しかし、肌に合わずかゆくなった、剥がしたときに肌に傷が付きシミが残った等の事故情報が消費者庁に寄せられています。

そこで、販売されている製品に有害な成分が含まれていないか、独立行政法人国民生活センターでテストを実施したところ、一部の製品において、化粧品には含有が認められていない成分が検出されました。

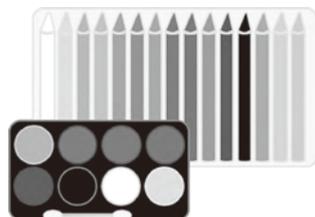
特に、子どもの皮膚は大人に比べて表皮が薄く、皮膚障害が発生する可能性がありますので、これらの製品を使用するときは、注意が必要です。

市販品のテスト

インターネットサイトで販売されている、タトゥーシール11銘柄、フェイスペイント等9銘柄、合計20銘柄をテストしました。



タトゥーシール
(消費者庁公表資料より)



フェイスペイント
(消費者庁公表資料より)



フェイスペイントは顔に塗って使用

○表示

テスト対象20銘柄中12銘柄には使用方法や注意に関する日本語表示がありませんでした。日本語表示のあった8銘柄のうち、皮膚に関する注意表示があったのは5銘柄のみでした。

例としては「口・目・粘膜付近には使用しないでください」「使用中、使用後、または、使用した部位に直射日光があたり、赤み、はれ、かゆみ、刺激、色抜け（白斑等）や黒ずみ等の異常があらわれたときは、ご使用を中止し、皮膚科専門医等にご相談されることをおすすめします。そのまま使用を続けると症状を悪化させることがあります」など。

配合成分が表示されていた8銘柄のうち、化粧品への配合が認められていないタール色素が表示された銘柄が1銘柄ありました。また、粘膜に使用されることがない化粧品にのみ配合可能な色素が2銘柄に表示されていました。

○ホルムアルデヒド

タトゥーシール3銘柄、フェイスペイント等1銘柄で検出されました。検出された濃度では、直ちに皮膚刺激を起こすほどではありませんが、長時間の接触、または接触が繰り返されることにより、皮膚刺激またはアレルギー性接触皮膚炎を引き起こす場合があると考えられます。

○金属

金属アレルギーの陽性率が高い金属としては金、ニッケル、水銀、クロム及びコバルトが知られています。2銘柄にはクロム、9銘柄にはコバルトが含まれていました。

これらの製品には、金属が含まれている旨の表示がありませんでした。金属アレルギーのある方は、製品に注意等が表示されていない場合でも金属が含まれている可能性があるため、注意が必要です。

●ホルムアルデヒド分析結果

試料	タトゥーシール										
No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
ホルムアルデヒド量 ($\mu\text{g/g}$)	—	—	—	—	—	7	—	16	—	—	48
試料	フェイスペイント等										
No.	12	13	14	15	16	17	18	18	20		
ホルムアルデヒド量 ($\mu\text{g/g}$)	—	—	—	—	860	—	—	—	—		

※タトゥーシールは（No.1～11）は、台紙を含む試料中の含有量。

※フェイスペイント等のうち、複数色がセットになった製品は、赤色について分析。

※—：検出せず。定量下限（ $5\mu\text{g/g}$ ）未満。

●金属の検出結果

試料	タトゥーシール										
No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
クロム	—	—	—	—	—	検出	—	—	—	—	—
コバルト	検出	検出	検出	検出	検出	—	検出	—	—	検出	検出
試料	フェイスペイント等										
No.	12	13	14	15	16	17	18	18	20		
クロム	—	—	—	検出	—	—	—	—	—		
コバルト	検出	—	—	—	—	—	—	—	—		

※—：検出せず。

※フェイスペイント等のうち、複数色がセットになった製品は、赤色について分析。

消費者へのアドバイス

- 化粧品のように安全性の基準等が定められた製品ではないことに留意して使用しましょう。子どもに使用する場合は、より注意が必要です。
- アレルギー体質の方は、成分表示をよく確認しましょう。
- 肌に傷や湿疹などの異常がある場合には使用しないようにしましょう。症状を悪化させる可能性があります。
- 使用方法、剥がし方、対象年齢及び使用上の注意をよく読んでから使用しましょう。
- 事前に腕の内側などの目立たない部分で使用テストをしましょう。
- 肌に合わない場合はすぐに使用を中止し、赤み、腫れ、かゆみ、痛み、刺激や黒ずみ等の異常がある場合には皮膚科医を受診しましょう。

くらしのセミナーにご参加ください

道立消費生活センターは、その時々タイムリーなテーマを取り上げ、分かりやすく解説する「くらしのセミナー」を開催しています。テーマは表を参照してください。受講料無料。道民カレッジ連携講座です。

申し込み、問い合わせは、教育啓発グループ（☎011-221-0110）へ。

日時	テーマと講師
11月13日(水) 13:00～15:00 (受付中)	ゲノム編集食品は安全か？ ～北海道の農業と食の未来～ 北海道大学安全衛生本部 教授 石井哲也氏
12月11日(水) 13:00～15:00 (11月13日から受付)	身近に迫る災害の危険 ～いざという時に困らないための テクニック～ 気象予報士 北海道防災教育アドバイザー 住友静恵氏

見学しませんか！受付中

北海道立消費生活センターには食品の成分や製品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示ホールがあり、随時、見学を受け付けています。

平成30年度は大学や専門学校、町内会、自治会、消費者団体、自治体職員など53団体548人が訪れました。参加者は悪質商法や特殊詐欺の手口を知るミニ講座に耳を傾け、食品の着色料や糖分、繊維などの簡易実験に取り組みました。

利用は無料です。2名以上で予約が必要となります。講座や実験の内容等については相



展示コーナーを見学する学生たち

談に応じます。

申し込み、問い合わせは教育啓発グループへ。

2020年版「くらしの豆知識」発刊

独立行政法人国民生活センターは、くらしに役立つ知識や情報を分かりやすくまとめた、2020年版の「くらしの豆知識」＝写真＝を発刊しました。

今年の特集は、若者が巻き込まれやすい消費者トラブルをまとめた「ひとり立ちを応援！消費生活ナビ」と、災害時に身を守るための行動や災害への備えをまとめた「災害に備える」の2本。ほかに「契約に関する基礎知識や契約トラブル、ネットトラブルなどをイラストや写真を交えて紹介しています。また、2020年4月の民法改正にも対応しています。A5判、176ページ。523円（税込み）。大手書店か北海道官報販売所（☎011-231-0975）へ。



北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

（相談受付時間：平日／午前9時～午後4時30分）

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



北海道立消費生活センター

検索